

災害対策等の情報の公表に関する論点(たたき台)

平成24年7月17日
安全・信頼性検討作業班 事務局

1. 背景

利用者が災害対策を講じたり、災害時に有効な通信手段を利用するといった適切な行動をとる上で、通信事業者による災害対策や被害状況等の情報が適切に提供されることが必要である。

このような考えから、情報通信審議会(2012年2月17日)の一部答申では、電気通信設備の災害対策等に係る情報提供に関し、以下のとおり提言されている。

- (1) 停電対策が強化された携帯電話基地局のカバーエリア等、利用者等にとって参考となる情報を適切な形で公表すること。
- (2) ネットワークの設計容量に関する基本的考え方、通信規制や重要通信の優先的取扱いに係る手法等に関する情報を公表すること。
- (3) 輻輳が発生した場合には、その状況及び通信規制の実施状況を速やかに公表すること。さらに、不要不急の電話を控えること及び通話時間をできるだけ短くすることについて周知・要請し、災害用伝言サービスを含めた音声通話以外の通信手段の利用等呼びかけること。

これらの提言に関して、安全・信頼性検討作業班では、電気通信事業者側の構成員と利用者側の構成員の双方の電気通信設備の災害対策の情報の公表に対する考え等の議論を行っているところ。

2. 情報提供の基本的在り方(案)

- (1) 事業者は、災害対策の取組に関し情報提供を行う際には、利用者と事業者間の情報格差を埋めるよう、努めなければならない。
- (2) 利用者に提供される情報は、できる限り事業者間で統一された基準により、事業者毎の情報提供内容の差異を少なくする必要がある。
- (3) 事業者は、利用者の自主的かつ合理的な電気通信サービスの選択を可能とし、災害時に適切な電気通信サービスの利用を促進するための情報を提供する必要がある。

(参考) 各事業者のプレゼン、資料安作23-2のうち情報公表に関する基準について、提出された電気通信事業者の意見要旨

【積極的な意見】

- 非常用電源の持続時間、移動電源車、車載基地局の台数等を公表することは、災害対策の備えの規模感を理解していただく上で有効である。
- 公表する場合は、事業者間の基準を統一する必要がある。
- 携帯電話と固定電話では、利用形態、ネットワーク特性等が異なるため、公表の範囲等については別に議論することが必要。
- 議論が十分になされていない状況にあるため、TCA等において内容精査を含めた継続議論が必要。
- 通信規制等における疎通状況の分析結果について事業者から報告(報告規則)を受けた総務省にて公表する方法が適当。
- 情報公開は、公表以外の方法(個別開示等)もあり得る。

【慎重な意見】

- 個々の災害対策は被災の状況、総合オペレーションによる措置によっても変化することから、基本的考え方のみを公表することが望ましい。また、利用者に対して個別の内容を公表することは、必ずしも利用者の理解につながらない。
- 災害時における輻輳は、設計容量に関する考え方の如何に関わらず、発生する問題。そのため、設計容量を公開したとしても、利用者にとって災害対策を講じる上で有効であるとはいえない。
- ネットワークの設計容量、通信規制等は、事業者の経営戦略、ノウハウに係る事項であるため公表は困難。
- 応急復旧機材についての具体的な配備状況や配備場所の公表について、設備防犯上の考慮が必要。

3. 情報公表が求められる事項(案)

(1) 事前提供が必要な事項

- ① 事業者の災害対策の取組み
災害時における事業者の取組(停電対策、応急対策、通信規制等)、災害時に有効なツール、災害時の速報情報(通信可能エリアに関する情報等)の掲載場所、方法
- ② 災害時に有効なサービスや利用が困難になるサービスなど、災害時の電気通信サービスの利用上の留意点に関する事項
- ③ 災害時、利用者の主な活動地域でどの程度使えるかという目安とその他参考情報
- ④ その他利用者の災害対策の事前準備に役立つ事項

(2) 災害時に必要な事項

- ① 輻輳、通信規制の状況及び災害時に有効なツールへの誘導
- ② 通信可能エリアと復旧見込みに係る情報
- ③ 災害時の電気通信サービスの利用上の留意点
- ④ 被災地における電気通信サービスの提供状況(臨時公衆電話、臨時ショップ、携帯電話用チャージャー等の設置箇所、衛星携帯電話の貸与)、相談窓口、減免措置等
- ⑤ その他利用者の災害時の対応に役立つ事項

(3) 災害対策後に必要な事項

災害時の通信、被害状況及びその分析、今後の取組への反映

4. 公表項目と基準の統一について(案)

利用者に提供される情報は、できる限り事業者間で統一された項目・基準を設け、事業者毎の情報提供内容の差異を少なくし、利用者の理解を促進する必要がある。

公表事項の例	公表の方法	内容	その他
I 停電対策が強化された携帯電話基地局のカバーエリアに関する情報	HPに利用エリアマップ、持続時間を掲載。	<ul style="list-style-type: none"> ・停電対策が強化された携帯電話基地局の基準は、蓄電池又は発電機(これらに準ずる措置を含む。併用も可)による持続時間が24時間以上のものであるとする。 ・発電機の持続時間は、燃料タンク最大容量時の持続時間とする。また、燃料の供給体制(燃料会社との優先供給契約等)の情報も掲載。 	豪雪地帯、離島等の携帯電話基地局で24時間以上の持続時間を確保できる場合も、Iの中で情報提供。
II 携帯電話基地局の非常用電源の持続時間について	HP等で情報提供(基本的には、エリアマップでの掲載は求めない)。	<ul style="list-style-type: none"> ・I以外のエリアに関しては、屋外基地局3時間以上、屋内基地局30分程度など事業者間で刻みを統一。 ・自主的に6、8、18時間などの刻んだ表示をする場合は、エリアマップ、該当エリアの概ねの住所表示を掲載。 	自宅近辺等の携帯電話基地局の非常用電源の持続時間の電話等による個別の問い合わせ対応でも可。
III 移動電源車、可搬型電源について	HP等で、配置場所を管区、都道府県程度の分類で掲載。また、移動電源車等の写真を掲載。	災害時に確実に確保できる移動電源車、可搬型電源の台数(所有物や通年リース契約しているもの。短期間レンタルしているものは除く。)	特になし。
IV 車載基地局、可搬型地球局について	HP等で、配置場所を管区、都道府県程度の分類で掲載。また、移動電源車等の写真を掲載。	台数、基地局無線設備の出力、計算上のカバー半径、最大CH確保数、伝送路の種類(衛星回線、マイクロ回線等の別)。	特になし。
V ネットワークの設計容量(通信規制等を含む)	継続して、作業班で検討。		

【参考】情報通信審議会一部答申のうち、情報公表に関する箇所抜粋

3.2.4 (2) 停電対策に関する情報の報告、公表

- 停電対策への取組状況(停電時における通信機能の持続時間に係る基本的考え方、停電対策が強化された設備又はその利用エリアに関する情報、燃料の備蓄・補給体制等)や応急復旧のための機材配備(移動電源車等)に係る状況等に関する情報について、総務省に報告すること。
- 停電対策が強化された携帯電話基地局のカバーエリア等、利用者等にとって参考となる情報を適切な形で公表すること。なお、応急復旧機材については、例えば、移動電源車の台数だけではなく、その能力、電気通信設備本体の停電対策、ネットワークの規模等を総合的に勘案しなければ有効性の判断が難しいことから、情報の公表範囲等について、総務省、電気通信事業者等で検討すること。

3.3.4 (4) 中継伝送路の切断等への対策に関する情報の報告、公表

- 中継伝送路の切断等への対策の取組状況(災害時等の通信設備のバックアップ対策に係る基本的考え方、主要なバックアップ設備(大ゾーン基地局やマイクロエントランス回線を含む。)やそのカバーエリアに関する情報)や応急復旧のための機材配備(車載基地局等)に係る状況等に関する情報について、総務省に報告すること。
- 災害対策が強化された大ゾーン基地局のカバーエリア等、利用者等にとって参考となる情報を適切な形で公表すること。なお、応急復旧機材については、例えば、車載基地局の台数だけではなく、その能力、電気通信設備本体のバックアップ対策、ネットワークの規模等を総合的に勘案しなければ有効性の判断が難しいことから、情報の公表範囲等について、総務省、電気通信事業者等で検討すること。

3.5.4 (1) 設計容量及び通信品質の報告等

- ネットワークの設計容量に関する基本的考え方、通信規制や重要通信の優先的取扱いに係る手法等を管理規程に記載して、総務省に届け出ること。
- 通信品質(接続品質等)を定期的の実測し、総務省に報告すること。なお、測定対象及び測定方法等については、総務省、電気通信事業者等で検討すること。
- ネットワークの設計容量に関する基本的考え方、通信規制や重要通信の優先的取扱いに係る手法等に関する情報を公表すること。なお、これらの情報については、その評価等に専門的な知識が必要であるため、国民に分かりやすい内容となるよう、公表内容等について総務省、電気通信事業者等で検討すること。

3.5.4 (3) 輻輳状況等の公表等

- 輻輳が発生した場合には、その状況及び通信規制の実施状況を速やかに公表すること。
- さらに、不要不急の電話を控えること及び通話時間をできるだけ短くすることについて周知・要請し、災害用伝言サービスを含めた音声通話以外の通信手段の利用等呼びかけること。